

平成23年度

日本学生支援機構の 留学生交流支援制度について

平成23年度事業説明会 (2011/09/26, 30)

平成23年度 留学生交流支援制度

事業概要

留学生交流支援制度〔文部科学省補助金事業〕

平成23年度

カテゴリ	期間	奨学金	授業料	予算額(千円)	予算人員
長期派遣	修士2年以上 博士原則3年	95,000円 ～ 158,000円	実費 (上限3万米ドル)	230,978	100名
短期受入れ	3ヶ月以上 1年以内	80,000円	—	1,344,000	1,600名
短期派遣	3ヶ月以上 1年以内	80,000円	—	556,800	760名
ショートステイ (SS)	91日以内	80,000円	—	1,120,000	7,000名
ショートビジット (SV)	91日以内	80,000円	—	1,120,000	7,000名

平成23年度 募集要項（抜粋）

1. 趣旨

留学生交流支援制度(長期派遣)は、諸外国に所在する大学（以下「留学先大学」という。）へ留学する日本人学生に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、教育活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする

6. 応募者の資格及び条件

（途中略）

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 留学期間終了後、**大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究活動を行う意思を有する者**
- ② 留学期間終了後、**国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者**
- ③ 留学期間終了後、その他の機関において、①又は②に類する活動を行う意思を有する者

短期（受入れ）

平成23年度 募集要項（抜粋）

1. 趣旨

学生交流支援制度（短期受入れ）は、我が国の大学、短期大学、高等専門学校第4年次以上（以下「大学等」という。）が、諸外国の高等教育機関と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関から短期間留学生を受入れる場合に、当該留学生を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

平成23年度 プログラム枠募集要件（抜粋）

1. 趣旨

留学生交流支援制度（短期受入れ）〈プログラム枠〉は、大学等が実施する国際的に魅力ある短期留学生受入れプログラムにより受入れる留学生の一部を短期留学生として支援することにより、それらのプログラムが**我が国の留学生受入れモデルの一つとなり**、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

2. 概要

（1）募集の対象

募集の対象となるプログラムは、次の①及び②に掲げる要件を満たすものとする。

①大学等において実施する、国際的に魅力のある短期留学生受入れプログラムであり、当該プログラムにより受入れる留学生の一部を**短期留学生として支援する必要性が明確であるもの**。

短期（派遣）

平成23年度 募集要項（抜粋）

1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期派遣)は、我が国の大学、短期大学、高等専門学校第4年次以上(以下「大学等」という。)が、諸外国の高等教育機関と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関へ短期間学生を派遣する場合に、当該学生を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

平成23年度 プログラム枠募集要件(抜粋)

1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期派遣)〈プログラム枠〉は、大学等が実施する国際的に魅力ある短期留学生派遣プログラムにより派遣する留学生の一部を短期派遣留学生として支援することにより、それらのプログラムが**我が国の留学生派遣モデルの一つとなり**、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

2. 概要

(1) 募集の対象

募集の対象となるプログラムは、次の①及び②に掲げる要件を満たすものとする。

①大学等において実施する、国際的に魅力のある短期留学生派遣プログラムであり、当該プログラムにより派遣する留学生の一部を**短期派遣留学生として支援する必要性が明確であるもの**。

新規事業(成23年度～) ※第一次募集分

平成23年度 募集要項(抜粋)

1. 趣旨

留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)は、学生の国際的な流動性が高まる中、我が国の大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)が実施する、①3か月未満の学生受入れ、②3か月未満の学生派遣をそれぞれ支援するプログラムの実施により多様な学生の受入れ・派遣の機会を提供し、国際的な視野を有する学生の育成を促進するとともに、この**プログラムが学生受入れ・派遣のモデルの一つとなる**ことにより、大学等における学生相互交流プログラムや大学間ネットワークの構築等に寄与し、大学等の国際化を促進することを目的とする。

4. 支援するプログラムの区分

SS & SVプログラム : 学生受入れ、学生派遣の両方を支援するプログラム
SSプログラム : 学生受入れのみを支援するプログラム
SVプログラム : 学生派遣のみを支援するプログラム

5. 支援予定人数

(1) 支援予定人数

学生受入れ : 7,000名 (各プログラム区分の合計人数)
学生派遣 : 7,000名 (各プログラム区分の合計人数)

SS/SV ※二次募集分（要項：抜粋）

1. 趣旨 (途中略)

今回の二次募集においては、一次募集の際に東日本大震災被災地の大学等において十分な準備時間が取れなかった状況等を考慮し、被災地の大学等が実施するプログラムを優先的に採択するとともに、東日本大震災被災地復興の観点が含まれたプログラムを優先的に採択することとする。

なお、申請可能なプログラムについては、以下のとおりとする。

- (1) 東日本大震災被災地域の大学等：SS&SVプログラム、SSプログラム、SVプログラム
- (2) 東日本大震災被災地域以外の大学等：SS&SVプログラム、SSプログラム

※東日本大震災被災地域とは、厚生労働省が定める「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について」において指定される市町村（東京都（帰宅困難者対応）を除く）をいう。

1.1. プログラムの形態

以下（1）から（4）で掲げたようなプログラムの申請がのぞましい。

(1) 被災地の大学等が実施するプログラム

一次募集の際に東日本大震災被災地の大学等において十分な準備期間が取れなかった状況等を考慮し、被災地の大学等が実施するプログラムが優先的に採択される。

(2) 東日本大震災被災地域の復興支援にかかるプログラム

東日本大震災被災地域の復興支援にかかるプログラムが優先的に採択される。

平成23年度 留学生交流支援制度

実施・執行上の注意点

短期（受入れ）

候補者の資格（抜粋：要項、手引き）

8. 短期留学生候補者の資格及び条件

短期留学生候補者（以下「候補者」という。）の推薦にあたっては、諸外国の高等教育機関の正規の課程に在籍する学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学生交流に関する協定等に基づき、受入れ校が受入れを許可する者
- (2) 在籍校における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍校における推薦時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。
(以下略)
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できる者
- (4) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (5) 日本での留学期間終了後、在籍校に戻り学業を継続する者又は在籍校の学位を取得する者
- (6) 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者
- (7) 日本への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者
- (8) 過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年を経過した者

短期（派遣）

短期派遣留学生候補者の資格（抜粋：要項、手引き）

8. 短期留学生候補者の資格及び条件

短期派遣留学生候補者（以下「候補者」という。）の推薦にあたっては、日本の大学等の正規の課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、次の（１）～（８）に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）学生交流に関する協定等に基づき、派遣校が受入れを許可する者
- （２）在籍校における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍校における推薦時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。
（以下略）
- （３）留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できる者
- （４）経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- （５）留学期間終了後、在籍校に戻り学業を継続する者又は在籍校の学位を取得する者
- （６）派遣先校所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- （７）諸外国の高等教育機関への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者
- （８）過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年を経過した者

短期（奨学金の支給）

受入れ（抜粋：手引き）

機構から受入校に送金する奨学金は、上記の通り、**原則として四半期分をまとめて前渡しで送金**します。支給対象者への支給は、**支給対象月の、受入れ校での在籍確認及び派遣元校における正規の課程での在籍を確認**した上で、**支給対象月**に行ってください。

また、本人から受領書（様式任意）を徴収し、大学等にて保管（留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間）してください。銀行等からの送金により奨学金を支給した場合は、受領書の代わりに、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類でも可とします。受領書等は、必要に応じて機構に提出していただくことがあります。

派遣（抜粋：手引き）

機構から在籍校に送金する奨学金は、上記の通り、**原則として四半期分をまとめて前渡しで送金**します。支給対象者への支給は、**支給対象月**において、**在籍校の正規課程生**であり、**派遣先校に短期派遣留学生として在籍していることを確認**した上で、**支給対象月**に行ってください。

また、本人から受領書（様式任意）を徴収し、大学等にて保管（留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間）してください。銀行等からの送金により奨学金を支給した場合は、受領書の代わりに、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類でも可とします。受領書等は、必要に応じて機構に提出していただくことがあります。

支給事務の適正な実施について

以下の点に充分ご留意下さい。

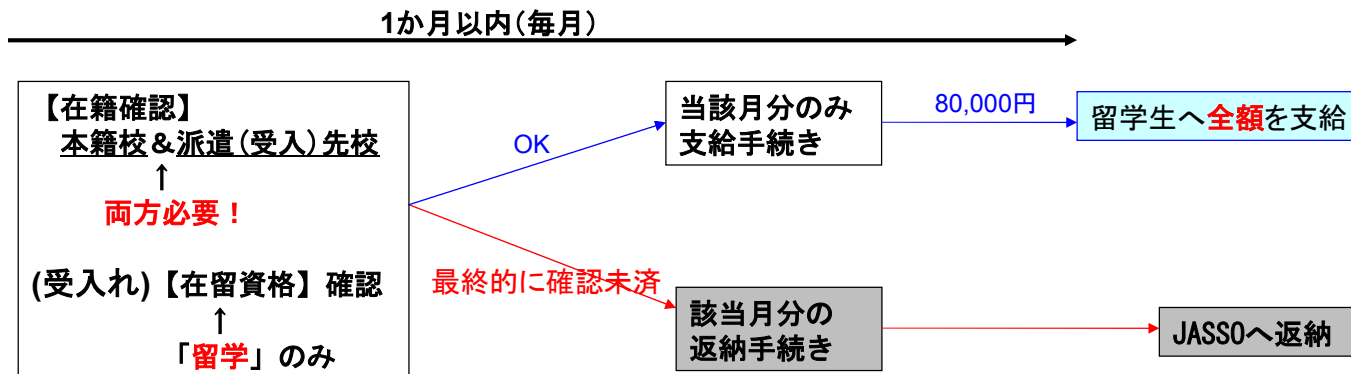
1. 奨学金の支給は、**在籍大学における正規課程への在籍及び留学先大学における短期留学生としての在籍を毎月確認**した上で、**1か月ごと**に行ってください。当月の在籍を確認できない場合は、奨学金を機構へ返納してください。
2. 留学準備金は、初回の奨学金支給時に、奨学金と一緒に支給してください。奨学金支給月よりも前に留学準備金を支給することはできません。
3. 奨学金及び留学準備金の支給時には、本人から受領書（様式任意）を徴収し、大学にて保管（留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間）してください。銀行等、金融機関からの送金により支給した場合は、受領書の代わりに、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類でも可とします。受領書等は、必要に応じて本機構へ提出していただくことがあります。
4. 奨学金及び留学準備金は、**所定の全額を学生へ支給**してください。銀行等、金融機関からの送金による支給を行い、振込手数料を大学が負担できない場合は、振込手数料を差引いた上で送金する旨の合意文書を、事前に大学と学生との間で交わし、合意文書を大学が保管（留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間）してください。

適正な支給事務が実施されない場合は、本機構実施の留学生支援諸事業への申請・参加をご遠慮いただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

（平成21年2月4日付 事務連絡文書）

事業実施上の注意点①

適切な事務手続きの手順



不適切な事例

(例1)

学生が納付忘れをしないように…

- ・ 宿舍費
- ・ 教材費
- ・ 学生ローン

これらを「差し引いて支給」している

(例2)

- ・ 毎月1日支給(と決めている)
- ・ 経理担当への締切は前月20日

(例3)

本人に支給していない例

- ・ 保護者の銀行口座
- ・ 家族(配偶者/兄弟)の銀行口座
- ・ 第三者の銀行口座

(例4)

効率化のため?

JASSOからの送金に併せて?

- ・ 数ヶ月分まとめて支給している

事業実施上の注意点②

報告書等の提出について

【留意事項】

「学習成果報告書」及び「学習成果に関するレポート」は、本制度の支援によって、制度の趣旨に即した成果が得られているかを確認するためのものでもあることを十分ご理解ください。

報告書及びレポートの記述内容が不十分、提出が遅延、あるいは未提出などに該当する在籍校に対しては、次年度以降の奨学金人数の割当について大幅縮減や取りやめなど、厳正に対処いたしますので、ご注意ください。

内容、正確性、分量
世間一般に対する説明、事業の効果...等

【当該大学等に対して】
(事業、プログラム単位ではない)

受入れ、派遣期間終了後、
1か月以内に提出

実地検査の実施について

本制度の趣旨に即した成果が得られているか、また、本制度の支援が適正に行われているか、を確認するため、**本機構が在籍校への実地調査を実施することがあります。**関係書類等を適正に管理するとともに、本機構から求められた場合は速やかに提出してください

事業実施上の注意点③

実施、手続き等の適正な取り扱いについて

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 募集要項
- ・ 事務手続きの手引き

：

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

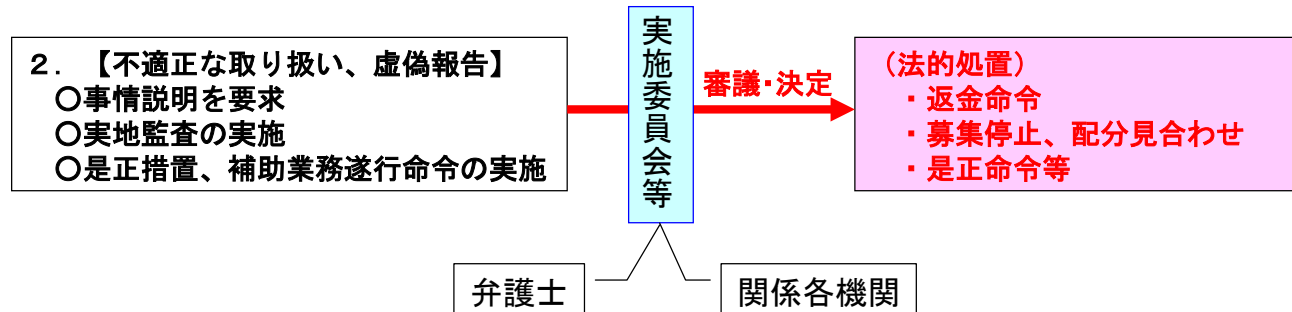
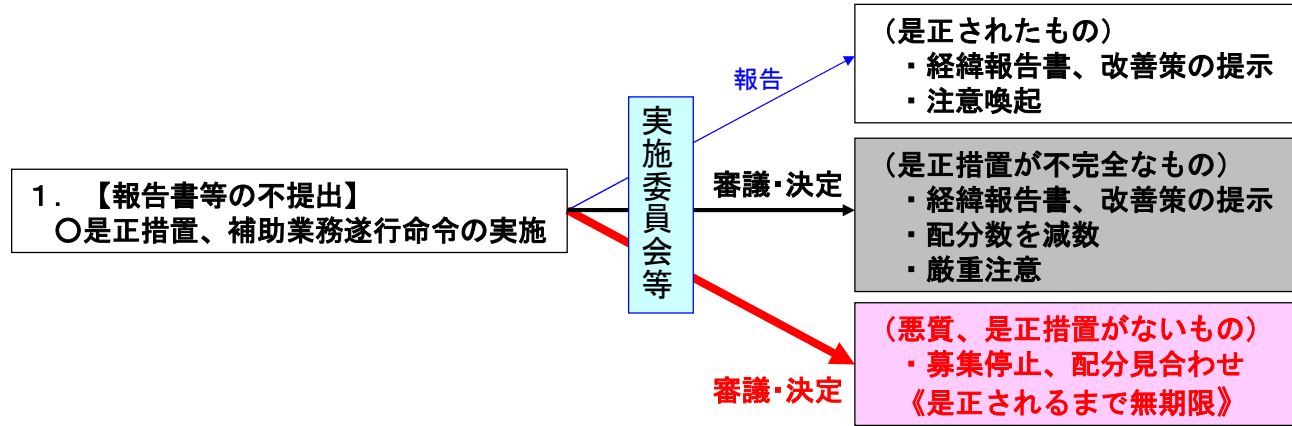
- ・ (第十三条) 補助事業等の遂行等の命令
- ・ (第十四条) 実績報告
- ・ (第十五条) 補助金等の額の確定等
- ・ (第十六条) 是正のための措置
- ・ (第二十三条) 立ち入り検査

違反すると...

- (第十七条) 決定の取消
- (第十八条) 補助金等の返還
- (第十九条) 加算金及び延滞金
- (第二十条) 他の補助金等の一時停止等(交付停止、相殺等)
- 第六章 (第二十九～三十三条) 懲罰
最も厳しい場合 → 五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

事業実施上の注意点④

平成22・23年度の取り扱い事例



平成23年度 留学生交流支援制度

短期派遣、短期受入れ〔採択状況〕

http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html

短期(受入れ)〔全体〕

区 分		22年度実績(追加含)		23年度選考結果(当初)	
		申請数	割当数	申請数	割当数
短プロ型	プログラム数	60	58	63	40
	人数	1,702	610	1,668	368
単位互換型	プログラム数	23	22	24	13
	人数	189	120	199	75
その他	プログラム数	32	32	42	30
	人数	358	140	443	166
計	プログラム数	115	112	129	83
	人数	2,249	870	2,310	609
大学推薦枠	機関(校)数	319	320	333	331
	人数	8,080	824	9,465	851
合計	人数	10,329	1,694	11,775	1,460

短期(派遣) [全体]

		22年度実績(追加含)		23年度選考結果(当初)	
		申請数	割当数	申請数	割当数
プログラム枠	プログラム数	29	29	31	21
	人数	208	77	190	60
大学推薦枠	機関(校)数	303	303	315	314
	人数	7,911	564	9,369	634
合計	人数	8,119	641	9,559	694

平成23年度 留学生交流支援制度

ショートステイ、ショートビジット〔採択状況〕
<http://www.jasso.go.jp/scholarship/sssv.html>

SS/SV 平成23年度 採択状況

プログラムの種類		申請数 ① ()は申請数合計に対し 各プログラムが占める割合	採択数 ② ()は採択数合計に対し 各プログラムが占める割合	採択率 ②/①
SS&SV	学校数	106 (26.2 %)	90 (26.7 %)	84.9%
	プログラム数	268 (22.9 %)	221 (27.2 %)	82.5%
	支援希望人数(SS)	2,522 (52.0 %)	2,176 (51.3 %)	86.3%
	支援希望人数(SV)	3,203 (15.3 %)	2,730 (19.4 %)	85.2%
SS	学校数	88 (21.8 %)	73 (21.7 %)	83.0%
	プログラム数	137 (11.7 %)	115 (14.1 %)	83.9%
	支援希望人数	2,324 (48.0 %)	2,064 (48.7 %)	88.8%
SV	学校数	210 (52.0 %)	174 (51.6 %)	82.9%
	プログラム数	764 (65.4 %)	477 (58.7 %)	62.4%
	支援希望人数	17,697 (84.7 %)	11,369 (80.6 %)	64.2%
計	学校数	404 (100.0 %)	337 (100.0 %)	83.4%
	プログラム数	1,169 (100.0 %)	813 (100.0 %)	69.5%
	支援希望人数(SS)	4,846 (100.0 %)	4,240 (100.0 %)	87.5%
	支援希望人数(SV)	20,900 (100.0 %)	14,099 (100.0 %)	67.5%

SS/SV 平成23年度 採択プログラム(例)

大学等名	東京女子医科大学
プログラム区分	SS&SV
プログラム名	医学部学生海外交換留学プログラム

大学等名	茨城工業高等専門学校
プログラム区分	SS&SV
プログラム名	朝鮮理工大学との学生交流プログラム(韓国)

大学等名	大阪大学
プログラム区分	SS
プログラム名	ショートステイ日本語・防災プログラム JLDP Program (Japanese Language and Disaster Prevention)

大学等名	広島市立大学
プログラム区分	SS
プログラム名	Intensive Summer Course HIROSHIMA and PEACE (H&P) 2011

大学等名	早稲田大学
プログラム区分	SV
プログラム名	アジアのビジネス学習プログラム (またはアジアのビジネスを学ぶ)

大学等名	東北大学
プログラム区分	SV
プログラム名	スタディ・アブロード・プログラム

SS/SV〔今後のスケジュール〕

- 平成23年 9月26日(月) 事業説明会【大阪会場】
- 平成23年 9月30日(金) 事業説明会【東京会場】
- 平成23年10月 3日(月) 追加募集開始(予定) : 募集要項の公開(JASSO HP)
- 平成23年10月24日(月) 《短期》応募締め切り【必着】
- 平成23年10月31日(月) 《SS/SV》応募締め切り【必着】
- ⋮
⋮
⋮
(審査、選考手続き等)
- 平成23年11月(中～下旬) 採否通知発送
- 平成23年12月 1日(木) 《SS/SV》支援期間開始
- 平成24年 1月 1日(日) 《短期》支援期間開始
- 平成24年 3月15日(木) 《SS/SV》平成23年度プログラム開始最終日

ご静聴ありがとうございました。

JASSO 留学生事業部 国際奨学課
<http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>